

令和8年度 町民税・県民税・国民健康保険税 申告のお知らせ

新温泉町税務課

令和7年中に町民税・県民税・国民健康保険税申告書を提出された方と、令和7年中に年齢が18歳に到達した国民健康保険加入者を対象に、1月下旬から2月上旬にかけて申告書を郵送します。

下記手引き等をお読みいただき、申告が必要な方は期日までに申告書の提出をお願いします。

申告書は、税務課、地域振興課、町ホームページからも入手できます。

申告相談会場と日程は下記のとおりです。

期 間	令和8年2月16（月）～3月16日（月）の平日	
会 場	浜坂多目的集会施設 および 新温泉町民センター 内 特設会場	
受付時間	午前の部 8：00～11：00	午後の部 11：00～15：00
相談時間	8：30～	13：00～
特記事項	申告相談を経由して行う所得税の確定申告を書面申告から電子申告に変更します。	

- 対象は所得税の確定申告（申告内容による）および町民税・県民税・国民健康保険税の申告です。
- 次の内容を含む相談は町では受付できません。豊岡税務署の申告会場をご利用ください。
▶青色申告または事業規模が大きい白色申告（所得がおおむね300万円超） ▶土地・建物または株式等の譲渡 ▶住宅借入金等特別控除（初年度） ▶亡くなった方の準確定申告 ▶修正申告 ▶更正の請求
- 土曜・日曜・祝日の申告相談はありません。
- 令和8年1月1日現在の住所が新温泉町にない方の相談は受付できません。
- 自身で作成した確定申告書を町経由で提出することはできません。書面による申告書は次の宛先に郵送してください。

【郵送先：〒661-8523 兵庫県尼崎市若王寺三丁目11-46 大阪国税局業務センター阪神分室】

令和8年度（令和7年分所得）町民税・県民税 申告の手引

令和7年1月1日から12月31日までの1年間（以下「前年」という。）の所得について、この手引を参考に申告してください。

【提出期限】令和8年3月16日（月）

【提出先】新温泉町役場 税務課 または 新温泉町民センター申告会場

【提出方法】①持参 または 郵送 （申告書に源泉徴収票・各種証明書等を添付してください。）
②電子申告（eLTAX）（詳しくは「6 電子申告の開始について」をご覧ください。）

1 町民税・県民税の申告が必要な方

令和8年1月1日現在の住所が新温泉町にあり、次のいずれかに該当する方

- 前年中に事業（営業等・農業）・不動産・配当・雑・一時などの所得がある方
- 前年中の公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下の所得税の確定申告をする必要のない方（町県民税の申告は必要です。）
- 前年中の所得が給与所得のみで、年末調整済の給与以外の所得が20万円以下の所得税の確定申告をする必要のない方（町県民税の申告は必要です。）
- 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から町に給与支払報告書が提出されていない方（勤務先で提出の有無をご確認ください。）
- 給与または公的年金等の源泉徴収票の記載内容に変更がある方、または記載されていない控除を受けようとする方（医療費控除、保険料控除、扶養控除など）

○前年中に所得がない方で、次の①または②に該当する方

①国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度加入者、国民年金保険料の免除申請者、公営住宅入居者など（他の制度においても申告が必要となる場合がありますので、各制度窓口でご確認ください。）

②所得（課税）証明書の発行が必要な方（未申告の場合は証明書を発行することができません。）

2 町民税・県民税の申告が不要な方

次のいずれかに該当する方

○所得税の確定申告をする方

○前年中の所得が給与所得のみの方で、勤務先から町に給与支払報告書が提出されている方

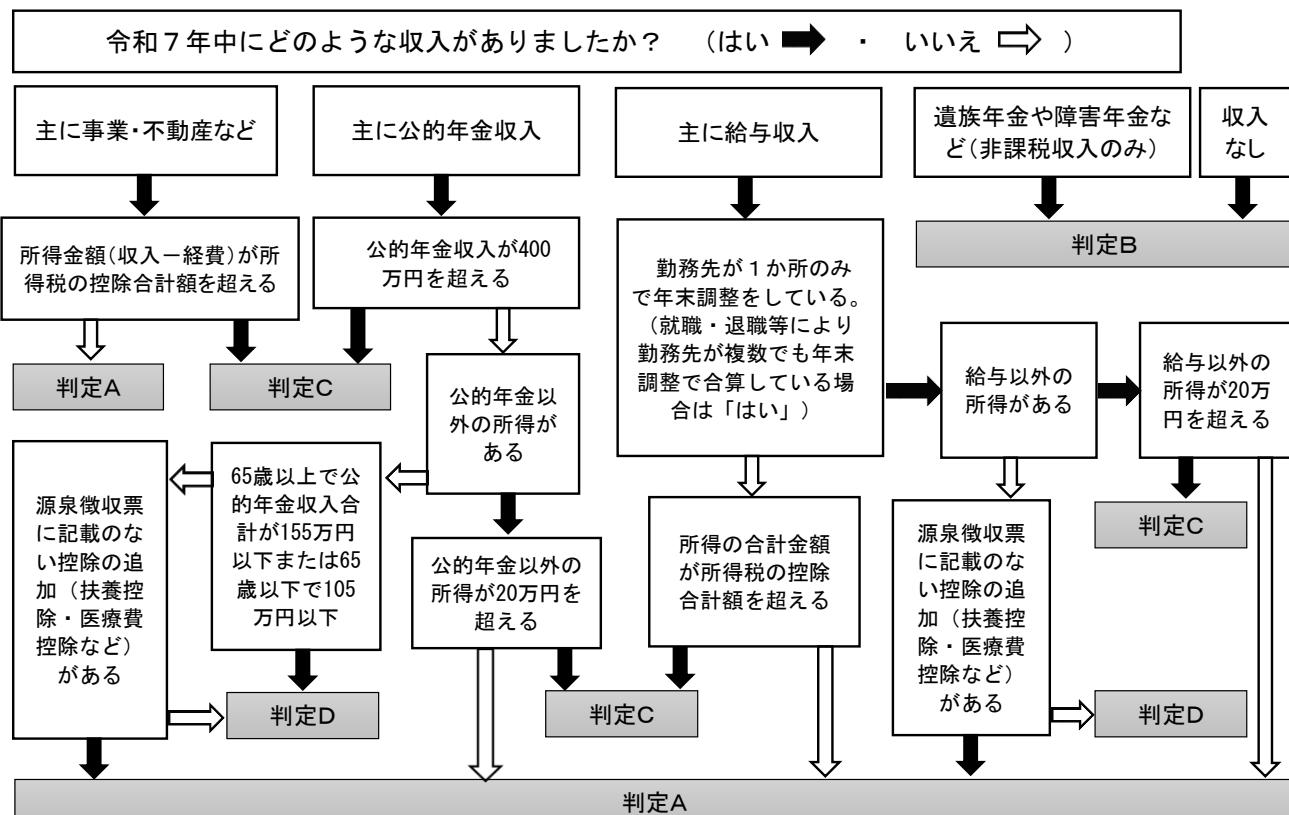
○前年中の所得が公的年金等による所得のみの方

※給与または公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする場合は申告が必要です。

3 町民税・県民税申告要否フローチャート

フローチャートを活用し申告の要否を確認してください。

このフローチャートは、一般的な例により町民税・県民税の申告が必要かどうかの目安を示したものですが。
収入や控除等の状況によっては判定結果と異なる場合もあります。



判定A	町・県民税の申告が必要です。	所得税の還付を受けたい方は、所得税の確定申告が必要です。なお所得税の確定申告をする場合は、町・県民税の申告は不要です。
判定B	町・県民税の申告は原則不要です。	ただし、所得(課税)証明書が必要な方、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度加入者、国民年金保険料の免除申請者、公営住宅入居者などは町・県民税の申告が必要です。
判定C	所得税の確定申告が必要となる可能性があります。	所得税の確定申告をする場合は、町・県民税の申告は不要です。
判定D	町・県民税の申告は不要です。	—

4 申告に必要なもの

(申告内容により必要とするものは異なります。)

○マイナンバーカード（個人番号カード）

○源泉徴収票（給与・年金所得者／源泉徴収票の発行が行われない場合は給与明細書）、
報酬の支払調書、その他収入を証明する書類

○各種控除に必要な証明書類（国民年金・国民年金基金の支払証明書、生命保険・地震保険の支払
証明書、医療費控除の明細書、その他控除を証明する書類）

○国外居住親族の扶養控除等については別途添付書類が必要です。

(次の書類は自身による事前作成が必要です。)

○事業（営業等・農業）・不動産所得収支内訳書（収入と必要経費が記載された帳簿等）

○医療費控除の明細書（受診者・医療機関等ごとに集計したもの）

5 個人番号（マイナンバー）について

○申告書には、個人番号を記入してください。

○提出の際には、申告者の①②いずれかの提示またはその写しの提出が必要です。

①マイナンバーカード（個人番号カード）

②番号確認書類（通知カード※、番号記載住民票の写しなどのうち1つと身元確認書類（運転免
許証、公的医療保険の資格確認書などのうち1つ）

6 電子申告の開始について

令和8年度申告（令和7年分所得等に対する申告）から町・県民税の電子申告が可能になります。

スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを利用して、eLTAX（エルタックス）（※注
釈）のホームページ、マイナポータル、町ホームページを経由して電子申告をすることができます。

電子申告の場合、相談会場に出向くことも、申告書の記入・印刷・郵送なども必要ありません。

（※注釈）地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続きを電子的に行うシステムです。

電子申告に必要なもの

○マイナンバーカード

※マイナンバーカードには有効な署名用電子証明書が搭載されている必要があります。

※有効期限にご注意ください。

○マイナンバーカードのパスワード（次の①と②）

①券面事項入力補助用パスワード（数字4桁）

②署名用電子証明書用パスワード（英数字6～16桁）

○メールアドレス（申告受付完了等のご連絡を受信するメールアドレス）

○スマートフォンまたはパソコン

※スマートフォンで申告する場合、マイナンバーカード対応のスマートフォンにマイナポータル
アプリをインストールする必要があります。

※パソコンで申告する場合は、次の①②いずれかが必要になります。

①マイナポータルアプリをインストールしたマイナンバーカード対応スマートフォン

②パソコン用マイナポータルアプリ・ブラウザ拡張機能のインストール、ICカードリーダー

▶電子申告はこちらから

個人住民税（町・県民税）の電子申告について（令和8年度分申告から）（町ホームページ）



▶マイナポータルアプリのインストールはこちらから

iPhone (iOS) 端末

App Store からダウンロード



Android 端末

Google Play からダウンロード



▶ICカードリーダーの接続設定はこちらから

ICカードリーダライタを使ったログインの準備（マイナポータル）



【申告書記入例（表面）】

付 多 少		提出用	表	No. 記入例			
新温泉町長様		令和8年度分 町民税・県民税 国民健康保険税 申告書		申告期限は 3月16日(月)です。			
		現住所 新温泉町浜坂123番地の4 8年1月1日現在の住所 同上 フリガナ シンコク タロウ 氏名 申告 太郎 年 月 日 生年 明・大昭 44・2・16 世帯主の氏名 申告 太郎 月日 平・令		整理番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	業種又は職業 小売業兼農業 電話番号 82-1234 個人番号 統柄 本人		
分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」を提出してください。この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要はありません。		3 所得から差し引かれる金額に関する事項					
		社会保険料控除		支払った保険料			
		国民健康保険税		600,000円			
		国民年金保険料		479,730円			
		合計		1,079,730円			
		生命保険料控除		新生命保険料の計 新個人年金保険料の計 介護医療保険料の計		旧生命保険料の計 旧個人年金保険料の計	
		地震保険料控除		70,000円 70,000円 70,000円		70,000円 70,000円 20,000円	
		⑦～⑩ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除		⑦ □ 寡婦控除 □ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還		⑧ □ ひとり親控除 ⑨ □ 勤労学生控除 (学校名)	
		障害者控除		1 氏名 フリガナ 2 氏名 フリガナ		障害の程度	
		⑪～⑬ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者		個人番号 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		生年月日 明・大昭 46・3・16 配偶者の合計所得金額 580,000円 □ 同一生計配偶者控除対象配偶者を除く。	
扶養控除・特定親族特別控除		1 氏名 フリガナ 2 氏名 フリガナ 3 氏名 フリガナ 4 氏名 フリガナ		生年月日 明・大昭 16・12・31 同居・別居の区分 16歳未満の扶養親族 ⑭～⑯			
当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○印を記入してください。		個人番号 0 0 1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9		扶養額 45万円 同居・別居の区分 同居・別居の区分 同居・別居の区分 同居・別居の区分 扶養額 33 扶養額 41 扶養額 31			
16歳未満の扶養親族		1 氏名 フリガナ 2 氏名 フリガナ 3 氏名 フリガナ		生年月日 平・令 4・6・10 同居・別居の区分 同居・別居の区分 同居・別居の区分 同居・別居の区分 扶養額 1,079,730 小規模企業共済等掛金控除 840,000 生命保険料控除 70,000 地震保険料控除 25,000 寡婦、ひとり親控除 ⑦～⑩ 勤労学生控除 ⑪～⑬ 配偶者(特別)控除 ⑭～⑯ 扶養控除 280,000 特定親族特別控除 720,000 基礎控除 430,000 ⑬から⑯までの計 4,274,730 雑損控除 170,581 医療費控除 46,552 合計 4,491,863			
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号および住所を記入してください。		個人番号 9 9 9 1 2 3 4 5 6 7 8 9					
⑭～⑯ 雜損控除		損害の原因 火災 損害金額 3,000,000円		損害年月日 7・6・30 保険金などで補てんされる金額 2,300,000円 差引損失額のうち災害関連支出の金額			
⑯ 医療費控除		支払った医療費等 301,552円		保険金などで補てんされる金額 155,000円			
※ 特殊事由							
裏面にも記載する欄がありますから注意してください。							

【申告書記入例（裏面）】

記入例

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収)
(票のない人は記入してください。)

月	日 給	勤務 日数	月 収
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞 与 等		円	
合 計			
勤務先所在地			
勤務先名			
電話番号			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
事業	新温泉町浜坂	25,679,170	20,713,478	0
不動産	新温泉町湯	360,000	31,500	0

8 配当所得に関する事項

配当所得 の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短 期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額 - 特別控除額)
	長 期					
	一 時					
右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右の二の金額を表面のウの所得金額欄へ記入してください。		二 合計 イ + [(ロ+ハ) × 1/2]				

11 事業専従者に関する事項

1	アリ 姓 氏名 個人 番号	シンコク イチロウ 申告 一郎 9 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9	統柄 子 月日 明・大・昭 平・令	4・2・28 従事 月数	専従者給与 (控除)額	500,000
	アリ 姓 氏名 個人 番号					
2	アリ 姓 氏名 個人 番号		統柄 子 月日 明・大・昭 平・令	・ ・ ・	専従者給与 (控除)額	
	アリ 姓 氏名 個人 番号					
3	アリ 姓 氏名 個人 番号		統柄 子 月日 明・大・昭 平・令	・ ・ ・	専従者給与 (控除)額	
	アリ 姓 氏名 個人 番号					
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり	承認なし	合計額	500,000	

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の種類	
資産の譲渡損失など	損失額、被災損失額(白)
前年中の開(廃)業	開始・廃止
月	日
□ 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	アリ 姓 氏名 個人 番号	シンコク ナナコ 申告 七子 9 1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9	個人 番号	住所	豊岡市上陰字ウチダ217
2	アリ 姓 氏名 個人 番号			住所	
3	アリ 姓 氏名 個人 番号			住所	

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額	控 除 額	円
株式等譲渡所得割額		

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

アリ 姓 氏名 個人 番号	統柄 生年 月日 明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円
住 所 地 の 共 同 募 金 会、日 赤 支 部 分・都 道 府 県、市 区 町 村 分(特 別 控 除 对 象 以 外)	
条 例 指 定 分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

申告書の各項目の説明および申告書の書き方

●収入・所得金額

前年中に得た収入について、該当する項目に記入してください。

①営業等	卸売業、小売業、サービス業等の営業や、大工、保険の外交員、農作物の生産、畜産等、 貸家、貸地、貸しアパート等
②農業	
③不動産	<u>収入金額－必要経費＝所得金額</u> 別途、収支内訳書を作成し、添付してください。
④利子	国外の銀行等の預金の利子など <u>収入金額＝利子の所得金額</u> 一般的に利子所得は源泉分離課税なので、申告は不要です。 ただし、国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。
⑤配当	株式、出資金の配当、投資信託の収益の分配など <u>収入金額－株式等の取得に要した負債の利子＝配当の所得金額</u> 「8 配当所得に関する事項」に内訳を記入してください。 上場株式等(住民税5%徴収)の配当所得は、原則申告不要ですが、申告する場合は税務署の確定申告で総合課税・申告分離課税を選択して申告してください。非上場株式については、源泉徴収(20.42%)は所得税のみであるため、市民税・県民税の申告が必要です。
⑥給与※ ¹	給与、賃金、賞与 源泉徴収票の支払金額を記入してください。源泉徴収票がない方は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」に勤務先の名称・所在地、収入金額、合計収入金額を記入してください。 源泉徴収票(写し)を添付してください。
⑦雑※ ² (公的年金等)	国民年金、厚生年金、企業年金、共済年金など 源泉徴収票の支払金額を記入してください。源泉徴収票が複数の場合は合計額を記入してください。 源泉徴収票(写し)を添付してください。
⑧雑(業務) ⑨雑(その他)	業務：小規模農業、原稿料、講演料など その他：個人年金など <u>収入金額－必要経費＝所得金額</u> 公的年金等以外(個人年金を含む)の雑所得については、収入、経費等を申告書裏面の「9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項」にも内訳を記入してください。
⑪総合譲渡・一時	総合譲渡：骨董品、ゴルフ会員権など 一時：生命保険契約に基づく一時金など 申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも内訳を記入してください。 特別控除は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則50万円、一時所得が原則50万円です。支払証明書等(写し)を添付してください。

※1、※2 納入及び公的年金等の所得計算表については、9ページを参照してください。

●所得控除…要件を満たす場合、該当する項目に記入してください。(所得控除額は10、11ページを参照してください。)

<p>⑬社会保険料控除 :</p> <p>国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等の支払いがある場合</p> <p>支払った保険料等の内訳及び合計額を記入し、支払った証明書か領収書（写し）を添付してください。</p>
<p>⑭小規模企業共済等掛金控除 :</p> <p>小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金がある場合</p> <p>支払額を記入し、支払った証明書か領収書（写し）を添付してください。</p> <p>※証明書の添付がない場合は控除の適用ができません。</p>
<p>⑮生命保険料控除・⑯地震保険料控除 :</p> <p>生命保険料契約や生命保険共済等の保険料、地震保険料等を支払った場合</p> <p>該当する項目に支払額を記入し、保険会社が発行した証明書（写し）を添付してください。証明書の添付がない場合は控除の適用ができません。</p>
<p>⑰寡婦控除・⑱ひとり親 : 本人が寡婦・ひとり親である場合</p> <p>該当する項目にチェックをしてください。</p> <p>令和7年12月31日現在、あなたが次の①から③のいずれかに該当する場合に受けられる控除です。</p> <ul style="list-style-type: none">・寡婦控除…控除額 26万円（ひとり親控除に該当しない方）<ul style="list-style-type: none">①夫と離婚後に婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、前年中の合計所得金額が500万円以下②夫と死別後に再婚していない方や夫が生死不明の方で、前年中の合計所得金額が500万円以下・ひとり親控除…控除額 30万円<ul style="list-style-type: none">③配偶者が生死不明又は婚姻・再婚していない人のうち、次の3つの要件をすべて満たす方<ul style="list-style-type: none">要件1 事実上婚姻関係にあると認められる人がいないこと要件2 生計を一にする子がいること要件3 前年中の合計所得金額が500万円以下であること <p>※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は対象外となります。</p> <p>※「生計を一にする子」のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。</p>
<p>⑲勤労学生控除 : 大学・各種学校等の学生で、合計所得金額が85万円以下であり、その金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合</p> <p>学校名・学年を記入してください。学生証又は在学証明書の写しを添付してください。</p>
<p>⑳障害者控除 : 本人が障害者である場合</p> <p>該当する項目にチェックをし、等級を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・特 別 障 害 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A表示・その他の障害 障害者手帳をお持ちで、「特別障害」に該当しない方 <p>※障害者手帳の写しなどを添付してください。</p>
<p>㉑㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 : 次のいずれかに該当する場合</p> <p>必要事項を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・配偶者控除<ul style="list-style-type: none">本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が58万円以下である場合※配偶者が障害者である場合、障害の程度も併せて記入してください。・配偶者特別控除<ul style="list-style-type: none">本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下である場合

※配偶者特別控除の場合は、扶養の人数には含まれません。よって、配偶者が障害者であっても障害者控除の対象にはなりません。

・同一生計配偶者

本人の合計所得金額が1,000万円超で、配偶者の合計所得金額が58万円以下である場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれます。よって、配偶者が障害者の場合は、障害者控除の対象となります。

⑩⑪扶養控除及び16歳未満の扶養控除：本人と生計を一にする扶養親族の合計所得金額が58万円以下の場合

必要事項を記入してください。

扶養親族が16歳未満の場合は必ず「16歳未満の扶養控除」の欄に記入してください。

※扶養親族が障害者である場合、障害の程度も併せて記入してください。

※扶養親族のうち、特定扶養親族（19歳以上23歳未満の合計所得金額が58万円超123万円以下）である場合は、「特親」欄に「○」を記入し、その所得に対応する控除額について11ページを参考に記入してください。

※別居の親族がいる場合は、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」も記入してください。

⑫雑損控除：災害や盗難などにより、住宅や家財等に損害を受けた場合

必要事項を記入してください。

災害関連支出の領収書・り災証明書(写し)を添付してください。

証明書の添付がない場合は控除の適用ができません。

⑬医療費控除：医療費やスイッチOTC医薬品購入の費用等がある場合（どちらか一方のみ適用）

必要事項を記入してください。

「医療費控除の明細書」を作成のうえ、添付してください。

記入用紙は町ホームページからダウンロードしていただきか、税務課または地域振興課の窓口で入手してください。

「医療費控除の明細書」の添付がない場合は控除の適用ができません。

領収書の提出は不要ですが、明細書の記入内容の確認のため提出又は提示を求める場合がありますので、5年間保管してください。

※障害者控除を受ける場合は、障害者手帳の写しなどを添付してください。また、障害者手帳を持っていない方で、精神又は身体に障害があり、日常生活に支障が生じている65歳以上の方は、町長が証明する「障害者控除対象者認定書」の提出により控除が可能です。

給与・公的年金等の所得計算表

○給与収入

給与の収入金額 (A)		給与所得の金額
1円以上	650,999以下	0円
651,000円以上	1,899,999円以下	A-650,000円
1,900,000円以上	3,599,999円以下	$A \div 4 \text{ (千円未満の端数切捨て) } = B$
3,600,000円以上	6,599,999円以下	B × 2.8 - 80,000円 B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円以上	8,499,999円以下	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	(所得金額調整控除の適用がない場合)	A-1,950,000円
8,500,000円以上	(所得金額調整控除の適用がある場合)	A-1,950,000円 - 所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(3)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

◆所得金額調整控除= (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 0.1

○公的年金等

(単位:円)

年金受給者の年齢	収入金額 (B)	公的年金等控除額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳未満 (昭和36年 1月2日以後に生まれた人)	~1,299,999	600,000	500,000	400,000
	1,300,000～4,099,999	B × 25% + 275,000	B × 25% + 175,000	B × 25% + 75,000
	4,100,000～7,699,999	B × 15% + 685,000	B × 15% + 585,000	B × 15% + 485,000
	7,700,000～9,999,999	B × 5% + 1,455,000	B × 5% + 1,355,000	B × 5% + 1,255,000
	10,000,000～	1,955,000	1,855,000	1,755,000
65歳以上 (昭和36年 1月1日以前に生まれた人)	~3,299,999	1,100,000	1,000,000	900,000
	3,300,000～4,099,999	B × 25% + 275,000	B × 25% + 175,000	B × 25% + 75,000
	4,100,000～7,699,999	B × 15% + 685,000	B × 15% + 585,000	B × 15% + 485,000
	7,700,000～9,999,999	B × 5% + 1,455,000	B × 5% + 1,355,000	B × 5% + 1,255,000
	10,000,000～	1,955,000	1,855,000	1,755,000

公的年金等の雑所得の金額=B-公的年金等控除額

給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、次の所得調整控除を給与所得の金額から差し引きます。

◆所得金額調整控除= (給与所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

所得控除額一覧

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に記入いただければ、「4 所得から差し引かれる金額」(所得控除額)は町で計算するため、記入を省略できます。

			納税義務者の合計所得金額				
			900万円以下	900万円超 950万円以下	900万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
			控除額				
配偶者の合計所得金額	除 配偶者 控	58万円以下	33万円	22万円	11万円	適用なし	
		老人（70歳以上）	38万円	26万円	13万円		
	配偶者 特別 控除	58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	適用なし	
		95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円		
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
	133万円超		0万円	0万円	0万円		
障害者控除	普通障害者控除		260,000円	扶養控除	(16歳～18歳) 一般 (23歳～69歳)	330,000円	
	特別障害者控除		300,000円		特定(19歳～22歳)	450,000円	
	同居特別障害者控除		530,000円		同居老親等以外	380,000円	
	寡婦控除		260,000円		同居老親等	450,000円	
	ひとり親控除		300,000円		勤労学生控除	260,000円	
雑損控除		(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%) 又は (災害関連支出の金額－5万円) のうちいずれかの多い方の金額					
医療費控除		【従来の医療費控除】※限度額 200万円 医療費の実費負担額－（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額） 【医療費控除の特例（セルフメディケーション）】※限度額 8万8千円 1万2千円を超えるスイッチ OTC 医薬品の購入費用 ※従来の医療費控除と医療費控除の特例の適用は、どちらか一方のみです。					
社会保険料控除		支払金額	小規模企業共済等掛金控除			支払金額	

特定親族特別控除			
58万円超 85万円以下	45万円	105万円超 110万円以下	21万円
85万円超 90万円以下	45万円	110万円超 115万円以下	11万円
90万円超 95万円以下	45万円	115万円超 120万円以下	6万円
95万円超 100万円以下	41万円	120万円超 123万円以下	3万円
100万円超 105万円以下	31万円		
生命保険料控除	支払金額		控除額
	新制度	12,000円以下	全額
		12,000円超 32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超 56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超	28,000円
	旧制度	15,000円以下	全額
		15,000円超 40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超 70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超	35,000円
支払った生命保険料に、新・旧制度の両方がある場合は、それぞれの控除額を上の計算式で算出します。（限度額70,000円）			
地震保険料控除	支払金額		控除額
	地 震 保険料	50,000円以下	支払金額の1/2
		50,000円超	25,000円
	旧長期 契 約	5,000円以下	全額
		5,000円超 15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超	10,000円
※地震保険、旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円			

基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

控不動産所得の金額、事業所得の金額、雑所得の金額、山林所得の金額の計算上差し引く必要経費

別段の定めがある場合を除き、これらの所得に対応する総収入金額を得るために直接に要した売上原価その他費用の額及び、その年の販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額をいいます。

【必要経費にならないもの】

(1) 生活費などの家事上の経費及びそれに関連する経費

※事業用兼住宅の光熱水費、損害保険料、賃借料、償却資産、固定資産税などや事業用兼自家用車の燃料費、維持費、損害保険料、自動車諸税などで、事業用の経費負担と分かれていなければ、その占有、使用量、自動車の走行距離、消費量等の割合などにより、事業用分と家事用分とを適切な根拠をもって按分して算出し、経費、収入に計上してください。なお、家事消費した販売商品、製造商品などの金額は、総収入金額に計上してください。

(2) 罰金、料金等（業務の遂行上のものであっても、必要経費になりません。）

(3) 事業者の故意または重大な過失がある場合の損害賠償金、慰謝料等

(4) 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給料、賃借料、借入金の利子等

※青色申告者の青色事業専従者給与の特例、白色申告者の事業専従者控除はあります

(5) 所得税、延滞税、利子税（不動産所得、事業所得、山林所得についての延納により納付するものを除く）、加算税、印紙税の過怠税、都道府県民税、市町村民税、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金等

【必要経費になるもの】（主なものとして次のようなものがあります）

売上原価	<p>(年初の棚卸資産の在り高) + (その年中の仕入高) - (年末の棚卸資産の在り高) = (売上原価)</p> <p>棚卸資産とは、物品販売業では、販売商品や貯蔵中の包装材料など、製造業、建設業では原材料、製品半製品、仕掛け品、仕損品、作業くず、貯蔵中の消耗品などをいいます。（仕損品や作業くずなどで少額なもの、消耗品などで特に多額でないものについては、棚卸を省略できる場合もあります）</p>
減価償却資産の償却費	<p>建物、機械、装置、器具、備品などの減価償却資産を取得するために支出した金額は、その支出をした年だけの経費としないで、その減価償却資産が有効に業務の用に供される期間の費用として配分しなければなりません。この費用配分の方法を減価償却といい、配分した金額を償却費としてその年分の必要経費に算入します。</p> <p>○減価償却資産（減価償却の対象となる資産）</p> <p>建物及びその付属設備、構築物（土地に定着する土木設備または工作物）、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬機、工具、器具及び備品（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む）、鉱業権、漁業権、ダム使用権、水利権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ソフトウェア、育成者権、営業権、一定の施設利用権、家畜・果樹などの生物（観賞用、興行用その他のものを除く）</p> <p>※減価償却の対象とされない資産</p> <ul style="list-style-type: none">●使用可能期間が1年未満のもの、または取得価格が10万円未満のもの（所得価格全般をその年分の必要経費に算入）●消耗しない土地、土地の上に存する権利、電話加入権（携帯・自動車電話の利用権を除く）、書画・骨とうなど（複製のようなもので単に装飾目的だけに使用されるものを除く）●建物建売業者、機械の製造業者・販売業者、畜産業者、果樹などの仲買業者が、それぞれ販売する目的で保有または飼育する建物、機械、牛馬、果樹など（これらは棚卸資産になります） <p>○定額法【平成19年4月1日以後に取得】</p> <p>(取得価格) × [その資産の耐用年数について定め られている定額法による償却率] = その年分の償却費の額</p> <p>○旧定額法【平成19年3月31日以前に取得】</p> <p>[(取得価格) - (残存価格)] × [その資産の耐用年数について定め られている定額法による償却率] = その年分の 償却費の額</p> <p>平成19年までに償却期間が満了し、平成20年末日現在所有している5%の残存価値のある償却資産は、1円の残存価格を残し、5年間にわたり均等に減価償却費として計上することができます。このほか、取得価格が20万円未満のものは、選択によりその減価償却資産を一括した取得価格の合計額の3分の1に相当する金額を3年間の各年にわたり、必要経費に算入できる特例があります。</p>

繰延資産の償却費	開業準備、新製品の製造・新技術の発明などの試験研究、新技術や新たな経営組織の採用・資源の開発・市場の開拓・新事業の開始などのために特別に支出した費用、20万円以上の共同的施設（アーケード、すずらん灯等）負担金などの、その支出の効果が支出の日以後1年以上に及ぶものは、繰延資産として算出して配分した償却費がその年分の必要経費となります。
事業用固定資産等の損失	事業用の固定資産及び繰延資産（また必要経費に算入されていない部分に限る）の取壊し、除却、滅失などによる損失を生じたときの損失の金額（保険金、損害賠償金等によって補てんされる部分の金額、譲渡及びそれに関連して生じたもの、雑損控除の適用を受けるものを除く）
租税公課	業務用の土地、家屋その他の物件を課税対象とする固定資産税・不動産取得税・地価税・特別土地保有税・事業所税・自動車取得税・登録免許税（特許権、鉱業権等はその資産の取得価格に算入）、消費税以外の酒税・揮発油税などの間接税及び特別消費税等（総収入金額にも算入）など前項の「必要経費にならないもの（5）」を除く税（所得税を延納した場合の利子税のうち不動産所得、事業所得、山林所得に係る分は必要経費となります） 農業協同組合、水産加工業協同組合、中小企業協同組合、商工会議所、医師会などの会費、組合費、賦課金など（アーケード、すずらん灯、会館などの共同的施設の負担金で繰延資産となるものは除く）
地代、家賃	業務用の土地・建物などの賃借料など
損害保険料等	業務用の固定資産・棚卸資産の火災保険料、自動車の損害保険料など
接待費、交際費	相手、理由などから業務の遂行上直接必要と認められるものに限ります
寄附金（限定のもの）	相手、理由などから業務の遂行上直接必要と認められ、实际上拒絶できなかったと認められる部分の金額に限ります。（原則として必要経費になりません）
借入金利子、割引料	商品の仕入、事業用固定資産の購入などの事業資金に充てるための借入金の利子、手形の割引料など、負債の利子
貸倒損失等	事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金などの債券の貸倒による損失の金額
福利厚生費	従業員の慰安、保険、療養などのために支払った費用及び事業主が負担することになっている健康保険、厚生年金保険、雇用保険などの保険料、従業員を被共済者とする退職金共済制度の掛金等
修繕費	業務用の建物、機械、器具、備品などの通常の管理、修理のための修繕に要した費用。（一つの修理、改良等が20万円未満のもの。それ以外は資本的支出として減価償却の対象とされる場合有）
給料・賃金等	従業員に支払う給料、賃金、退職手当、賄い費などの現物給与
消耗品費	包装紙、紙ひも、封印テープなどの包装材料、文房具などの事務用品、自動車のガソリンなどの購入費用（使用可能期間が1年未満のもの、または取得価格が10万円未満のものを含む）
水道料・光熱費	事業用として消費した水道料、電気料、ガス代、石油代、薪炭代など
荷造運賃	販売した商品の荷造に要した包装材料費や人夫賃、発送運賃など（仕入商品の引取りに要した運賃等は、その商品の取得価格になるので、荷造運賃には含まれません）
旅費・交通費	販売や集金などの商用のためにかかった電車賃、バス代、車代などの交通費や宿泊費など
通信費	事業用として使用した電話料、切手代など
広告宣伝費	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などの広告費用、名入りのマッチ・タオルなどの購入費用や福引券の費用など（繰延資産となるものを除く）
研修費用など	事業の遂行上直接必要な知識や技能を習得するための研修等に要した通常必要と認められる費用

事業所得と業務に係る雑所得の区分について

令和4年10月、所得税基本通達の一部が改正され、雑所得（業務に係る雑所得）の範囲が明確化されました。取引を記録した帳簿書類等の保存がない場合には、事業所得ではなく雑所得として取り扱うことになります。

ただし、収入金額が300万円超で事業所得と認められる明らかな事実がある場合や収入金額が300万円以下で下記条件に該当する場合は、事業所得となります。

- 主たる収入に対する割合が10%以上で、営利性が認められる場合
(所得が例年赤字で、赤字解消のための取組を実施していない場合等には営利性が認められません。)
- 事業所得と認められる明らかな事実がある場合。

なお、帳簿書類の提出は不要ですが、保存期間満了まではご自宅等で保管をお願いします。

【保存期間】

帳簿（収入金額や必要経費を記載した法定帳簿）	… 7年
書類（請求書、納品書、領収書など）	… 5年

【申告書の郵送先】

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673番地の1 新温泉町役場 税務課 課税係

【問合せ・持参の場合の提出先】

新温泉町役場 税務課（TEL：0796-82-3113）または 新温泉町民センター内 申告会場